

## 第1章 産業保健看護専門家制度委員会及び実務部会

(名称)

### 第1条

本制度の、専門家及び上級専門家の名称及び英語表記を次の各号のとおりとする。

- 一 産業保健看護専門家(保健師)： Certified Occupational Public Health Nurse
- 二 産業保健看護専門家(看護師)： Certified Occupational Health Nurse
- 三 産業保健看護上級専門家(保健師)： Certified Senior Occupational Public Health Nurse
- 四 産業保健看護上級専門家(看護師)： Certified Senior Occupational Health Nurse

(産業保健看護専門家制度委員会)

### 第2条

産業保健看護専門家制度に係る規程(以下「規程」という。)第3条に定める委員会の定数は、12名以内とする。

2  
委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えることはできない。

3  
退任等により委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4  
委員は、任期満了後も新たに選任される委員が就任するまでの間は、引き続き委員の職務を行うものとする。

(実務部会の設置)

### 第3条

規程第7条の定めにより、委員会に次の実務部会を置き、それぞれ次の各号における事項の実施を付託する。

- 一 産業保健看護専門家制度試験部会(以下「試験部会」という。)  
登録者認定試験の実施、専門家認定試験の実施に係る事項
- 二 研修内容認定部会  
研修内容の認定に係る事項
- 三 制度運営部会  
登録者、専門家、上級専門家の申請及び登録に係る事項
- 四 運営評価部会  
産業保健看護専門家制度委員会の運営についての評価に係る事項

(実務部会の組織)

### 第4条

各実務部会にそれぞれ部会長を置くこととし、委員会委員の中から委員会が選任する。

2  
各実務部会は、部会長を含めた部会委員10名以内、をもって構成する。

3

前条第1項第一号及び第二号に定める各実務部会の兼務は、これを妨げない。

4

部会委員の選任は、正会員の中から、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

5

部会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えることはできない。特段の事情がある場合で、委員会の議を経た場合にはその限りではない。

6

退任等により部会委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7

部会委員は、任期満了後も新たに選任される部会委員が就任するまでの間は、引き続き部会委員の職務を行うものとする。

(実務部会の運営)

#### 第5条

部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2

部会長は、部会に付託された事項に関して審議したときは、遅滞なくその結果について、委員長に報告しなければならない。

3

前項の報告にあたっては、試験部会長は登録者認定試験の個人別結果、専門家認定試験の個人別結果をそれぞれ提出するものとする。

## 第2章 認定試験及び認定審査

### 第1節 認定試験及び認定審査

(認定試験及び認定審査の方法)

#### 第6条

規程第11条第1項及び第2項に定める登録者認定試験は、筆記試験により行う。

2

規程第11条第3項及び第4項に定める専門家認定試験は、口頭試験等により行う。

3

規程第11条第5項及び第6項に定める上級専門家認定審査は、書類審査により行う。

(認定試験及び認定審査の実施)

#### 第7条

登録者認定試験、専門家認定試験及び上級専門家認定審査はそれぞれ毎年1回以上行う。

2

登録者認定試験、専門家認定試験及び上級専門家認定審査の期日等、実施に係る具体的事項については、委員長が

公示する。

## 第2節 受験資格及び受審資格

(専門家認定試験受験資格審査提出書類)

### 第8条

規程第9条第3項第二号及び規程第9条第4項第二号に定める内容を証明する書類は、様式第1号による。

一 産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること

2

規程第9条第3項第三号及び規程第9条第4項第三号に定める要件は次の条件を満たし、内容を証明する書類は、様式第2号-1及び2号-2による。

一 基礎研修を50単位履修していること

3

規程第9条第3項第四号及び規程第9条第4項第四号に定める学会の学術集会又は機関誌等における発表の要件は、次の各号の条件のいずれかを満たしている場合とし、内容を証明する書類は、様式第4号による。

一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること

二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること

三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上の GPS:Good Practice Samples の発表実績があること

4

規程第9条第3項第五号及び規程第9条第4項第五号に定める要件は次の条件を満たし、内容を証明する書類は、様式第5号による。

一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること

5

規程第9条第3項第六号及び規程第9条第4項第六号に定める内容を証明する書類は、様式第6号による。

一 産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

6

規程第9条第3項第七号及び規程第9条第4項第七号に定める内容を証明する書類は、様式第3号による。

(上級専門家認定審査提出書類)

### 第9条

規程第9条第5項第二号及び規程第9条第6項第二号に定める内容を証明する書類は、様式第1号及び様式第7号による。

2

規程第9条第5項第三号及び規程第9条第6項第三号に定める要件は次の条件を満たし、内容を証明する書類は、様式第2号-1及び2号-2による。

一 継続研修を20単位履修していること

3

規程第9条第5項第四号及び規程第9条第6項第四号に定める学会の学術集会又は機関誌等における発表の要件は、次の各号の条件のいずれかを満たす論文等が合計3論文以上あり、うち1論文は筆頭著者若しくは第一発表者であることとする。なお、内容を証明する書類は、様式第4号による。

- 一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて演題の発表実績があること
- 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice での発表実績があること
- 三 日本産業衛生学会ホームページに GPS:Good Practice Samples の発表実績があること

4

規程第9条第5項第五号及び規程第9条第6項第五号に定める要件は次の条件を満たし、内容を証明する書類は、様式第5号による。

- 一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、8ポイント以上あること

5

規程第9条第5項第六号及び規程第9条第6項第六号に定める内容を証明する書類は、様式第6号による。

- 一 産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

### 第3節 受験資格審査並びに認定試験及び認定審査の手続き

(受験資格審査の手続き)

#### 第10条

専門家認定試験を受験しようとする者は、受験資格の審査のために、定める受験資格審査手数料を納付した上で、次の各号に定める書類を、所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。

- 一 受験資格審査手数料の受領証の写しを裏面に添付した、産業保健看護専門家認定試験受験資格審査申請書(様式第8号))
- 二 履歴書(様式第9号)
- 三 第8条第1項から6項に該当する書類

2

第1項に基づき申請された書類に不備がある場合には、申請を受理しない。

3

規程第10条第4項の定めにより理事長が発行する、産業保健看護専門家(保健師)認定試験受験資格証明証は様式第10号-1及び産業保健看護専門家(看護師)認定試験受験資格証明証は様式第10号-2による。

4

規程第10条第4項に基づき理事長が発行する専門家認定試験受験資格証明証は、その交付の日の翌日から起算して2年を経過する日までに受験申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

5

専門家認定試験の受験資格を有しないと判定した者については、文書で通知する。

(認定試験及び認定審査の手続き)

#### 第11条

登録者認定試験を受験しようとする者は、受験資格の審査のために、受験資格審査手数料を納付した上で、次の各号に定める書類を、所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。

一 受験資格審査手数料の受領証の写しを裏面に添付した、産業保健看護専門家制度登録者認定試験受験資格審査・受験申請書、書類は様式第12号-1による。

二 履歴書(様式第9号)

三 保健師免許証若しくは看護師免許証(写)

四 第一種衛生管理者免許証(写)(保健師免許を有しないものに限る)

2

専門家認定試験を受験しようとする者は、産業保健看護専門家認定試験受験申請書(様式第12号-2)に、規程第10条第4項に基づき理事長が発行する専門家認定試験受験資格証明証及び別に定める受験手数料(受領証の写)を添付して、所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。

3

理事長は、審査の結果、認定試験の受験資格を有すると認めた者に対して認定試験を実施するものとする。

4

上級専門家認定審査を受審しようとする者は、受審手数料を納付した上で、次の各号に定める書類を、所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。

一 受審手数料の受領証の写しを裏面に添付した、産業保健看護上級専門家認定審査受審申請書(様式第12号-3)

二 履歴書(様式第9号)

三 第9条第1項から6項に該当する書類

5

第1項、第2号及び第4項に基づき申請された書類に不備がある場合には、申請を受理しない。

#### 第4節 認定試験合格証及び認定審査合格証

(認定試験合格証及び認定審査合格証)

#### 第12条

規程第12条第1項に基づき理事長が発行する産業保健看護専門家制度登録者(保健師)認定試験合格証は、様式第13号-1及び産業保健看護専門家制度登録者(看護師)認定試験合格証は、様式第13号-2による。

2

規程第12条第2項に基づき理事長が発行する産業保健看護専門家(保健師)認定試験合格証は様式第13号-3及び産業保健看護専門家(看護師)認定試験合格証は様式第13号-4による。

3

規程第12条第4項に基づき理事長が発行する産業保健看護上級専門家(保健師)認定審査合格証は様式第13号-5及び産業保健看護上級専門家(看護師)認定審査合格証は様式第13号-6による。

4

規程第12条第1項、第2項及び第4項に基づき理事長が発行する認定試験合格証及び認定審査合格証は、その交付の日の翌日から起算して1年を経過する日までに登録申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

5

登録者認定試験、専門家認定試験及び上級専門家認定審査において不合格と判定した者については、不合格通知書(様式第 11 号)にて通知する。

#### 第5節 認定試験及び認定審査に係る有効期間延長の申請

(有効期間延長の申請)

##### 第13条

認定試験受験資格証明証、認定試験合格証及び認定審査合格証の有効期間中に各手続きを行えない場合、委員会がその事由がやむを得るものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

2

有効期間の延長を希望する者は、有効期間延長・更新猶予申請書(様式第 14 号-1)を、有効期間超過後 6 か月以内に委員会に提出しなければならない。

3

委員会は有効期間の延長を認められた者に対して、有効期間延長・更新猶予許可証(様式第 15 号-1)を交付する。なお、有効期間の延長を認められないと判断した者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

4

有効期間延長の申請は各手続きに先んじて行い、有効期間延長・更新猶予許可証の交付を受ける。

### 第3章 登録

#### 第1節 登録

(名簿への登録)

##### 第14条

規程第 13 条第 3 項に定める名簿は、様式第 16 号による。

(登録の手続き)

##### 第15条

登録者、専門家、上級専門家についてそれぞれ登録を受けようとする者は、産業保健看護専門家制度名簿登録申請書(様式第 17 号)に、別に定める登録手数料(受領証の写し)を添付して、理事長に申請しなければならない。

(登録証の交付及び手帳の交付)

##### 第16条

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護専門家制度登録者(保健師)登録証(様式第 18 号-1)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

2

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式第 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護専門家制度登録者(看護師)登録証(様式第 18 号-2)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

3

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式第 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護専門家(保健師)登録証(様式第 18 号-3)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

4

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式第 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護専門家(看護師)登録証(様式第 18 号-4)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

5

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式第 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護上級専門家(保健師)登録証(様式第 18 号-5)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

6

理事長は、前条に定める申請があったときは、名簿(様式第 16 号)に登録するとともに、本人に産業保健看護上級専門家(看護師)登録証(様式第 18 号-6)を交付する。また、あわせて手帳を交付する。

(登録事項の変更)

#### 第17条

規程第 17 条に定める登録事項の変更は、産業保健看護専門家制度名簿登録事項変更届(様式第 19 号)により、遅滞なく、理事長に届け出なければならない。

### 第2節 登録の更新

(登録の有効期間)

#### 第18条

規程第 18 条第 1 項に定める登録者の名簿への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。なお、期間内に名簿の更新を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、5 年を超えて登録を更新することができる。なお、登録の更新は 1 回に限る。

2

規程第 18 条第 2 項に定める専門家の名簿への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。ただし、5 年以内に更新手続きを行わなかった者で、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、5 年を超えて登録を更新することができる。

3

規程第 18 条第 4 項に定める上級専門家の名簿への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。ただし、5 年以内に更新手続きを行わなかった者で、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、5 年を超えて登録を更新することができる。

4

規程第 14 条第 1 項から 3 項に基づき理事長が発行する登録者登録証、専門家登録証及び上級専門家登録証は、有効期間内に名簿の更新を行わないときは、その効力を失う。

(登録者の登録更新)

#### 第19条

規程第 18 条第 1 項に定める登録者の更新時には、第 8 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に定める各要

件について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる。

2

規程第9条第3項第一号及び規程第9条第4項第一号に定める有効期間については、委員会が認める期間とする。

(専門家の登録更新)

#### 第20条

規程第18条第3項第一号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。

一 専門家として登録後、産業保健看護に係る実務経験があること(様式第1号)

2

規程第18条第3項第二号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。(様式第2号-1及び2号-2)

一 継続研修を20単位履修していること

3

規程第18条第3項第三号に定める要件は、次の各号に定める条件のいずれかを満たしていることとする。(様式第4号)

一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること

二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること

三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上の GPS:Good Practice Samples の発表実績があること

4

規程第18条第3項第四号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。(様式第5号)

一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること

5

規程第18条第3項第五号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。

一 様式第6号に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

(上級専門家の登録更新)

#### 第21条

規程第18条第5項第一号に定める要件は、次の各号の条件のいずれかを満たしていることとする。

一 上級専門家として登録後、産業保健看護に係る実務経験があること(様式第1号)

二 上級専門家として登録後、産業保健看護に係る実践活動を行っていること(様式第7号)

2

規程第18条第5項第二号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。

一 継続研修を20単位履修していること(様式第2号-1及び2号-2)

3

規程第18条第5項第三号に定める要件は、次の条件を満たしていることとする。(様式第5号)

一 日本産業衛生学会(総会)、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントと

し、5年間で、8ポイント以上あること

4

規程第18条第5項第四号に定める要件は、次の各号に定める条件のいずれかを満たしていることとする。（第一号から三号については様式第4号）

- 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること
- 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること
- 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上のGPS:Good Practice Samplesの発表実績があること
- 四 様式第6号に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

（登録更新の不許可）

#### 第22条

理事長は、登録の更新を受けようとする専門家が、登録期間中において専門家としての活動実績や意欲が認められない場合には、登録の更新を行わないことができる。

2

理事長は、登録の更新を受けようとする上級専門家が、登録期間中において上級専門家としての活動実績や指導に対する意欲が認められない場合には、登録の更新を行わないことができる。

（登録の更新手続き）

#### 第23条

名簿の登録の更新を行おうとする登録者は、産業保健看護専門家制度名簿登録者登録更新申請書（様式第20号-1）に、履修した基礎研修の単位数を証明する書類（様式第2号-1）及び別に定める登録更新手数料（受領証の写し）を添付して理事長に申請しなければならない。

2

名簿の登録の更新を行おうとする専門家は、産業保健看護専門家制度名簿専門家登録更新申請書（様式第20号-2）に、第20条第1項から5項を証明する書類及び別に定める登録更新手数料（受領証の写し）を添付して理事長に申請しなければならない。

3

名簿の登録の更新を受けようとする上級専門家は、産業保健看護専門家制度名簿上級専門家登録更新申請書（様式第20号-3）に、第21条第1項から4項を証明する書類及び別に定める登録更新手数料（受領証の写し）を添付して理事長に提出しなければならない。

4

第1項から3項に基づき申請された書類に不備がある場合には、申請を受理しない。

5

理事長は、第1項から3項に定める申請があったときは、委員会に諮らなければならない。

6

理事長は、登録更新が認められた者については、登録の更新を行うとともに、本人に登録証（様式第18号）を交付する。登録の更新を認められないと判断した者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

### 第3節 登録に係る有効期間延長・更新猶予の申請

(登録に係る有効期間延長・更新猶予の申請)

#### 第24条

名簿の登録有効期間内に更新手続きを行えない場合、委員会が認めた者については、登録有効期間を延長・更新猶予することができる。

2

登録有効期間の延長・更新猶予を希望する者は、有効期間延長・更新猶予申請書(様式第 14 号-1)を有効期間超過後 6 か月以内に委員会に提出しなければならない。

3

委員会は、提出された有効期間延長・更新猶予申請書(様式第 14 号-1)の審査を行い、必要に応じて有効期間延長・更新猶予申請結果通知書(様式第 15 号-2)を交付するとともに、追加申請審査料(受領書の写し)を添付した有効期間延長・更新猶予追加申請書(様式第 14 号-2)及び別途定める必要書類の提出を求めることがある。

4

委員会は有効期間の延長・更新猶予を認められた者に対して、有効期間延長・更新猶予許可証(様式第 15 号-1)を交付する。なお、許可後の延長・更新猶予期間は委員会が認める期間とし、この間、更新手続きは随時受け付ける。有効期間の延長・更新猶予を認められないと判断した者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

5

有効期間延長・更新猶予の申請は各手続きに先んじて行い、有効期間延長・更新猶予許可証の交付を受ける。

6

更新猶予期間中は、専門家、上級専門家と称することはできない。

### 第4節 登録削除

(登録削除の申請)

#### 第25条

規程第 20 条第 1 項第一号、規程第 20 条第 4 項第一号及び規程第 20 条第 7 項第一号に定める登録削除を申し出ようとする者は、産業保健看護専門家制度名簿登録削除申請書(様式第 21 号)に、登録削除を申請する資格の登録証を添付し、理事長に申請しなければならない。

### 第5節 再登録

(再登録)

#### 第26条

規程第 21 条第 1 項に定める名簿への再登録を申し出ようとする者は、産業保健看護専門家制度名簿再登録申請書(様式第 22 号)及び別に定める再登録手数料(受領証の写し)を添付して理事長に申請する。

2

理事長は、委員会による審議の結果、再登録が認められた者については、再登録を行うとともに、本人に登録証(様式第 18 号-1から 6)を交付する。再登録を認められないと判断した者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

## 第4章 手帳

(名称)

### 第27条

産業保健看護専門家制度手帳とする。

(手帳の活用)

### 第28条

登録者、専門家及び上級専門家認定時に発行される手帳には、登録者、専門家及び上級専門家の専門性の向上のために行った以下の各号の内容に関する活動を記録する。

一 職務経歴(実務経験、実践活動)

二 研修

三 研究(論文及び学会発表)

四 学会活動

五 社会貢献

六 その他

2

登録者は上級専門家の指導を受ける際は手帳を提示する。

3

上級専門家は登録者の指導の際には手帳をもとに指導内容を決定する。

## 第5章 研修

### 第1節 研修の種別及び研修方法

(研修の種別)

### 第29条

規程第23条に定める、登録者に対して行う基礎研修の履修単位は50単位(専門研修40単位、実地研修10単位)とし、次の各号の項目において、決められた単位数をすべて取得することとする。取得すべき単位数と各研修の細目は様式第2号-1に定める。

一 産業看護総論

二 総括管理

三 健康管理(健康保持増進)

四 作業管理

五 作業環境管理

六 労働衛生教育

七 職場巡視

八 その他、委員会が定める項目

2

規程第23条に定める、専門家及び上級専門家に対して行う継続研修の履修単位は20単位(専門研修16単位、実地

研修 4 単位)とし、うち産業看護総論については 2 単位以上取得することとする。各研修の細目は様式第 2 号-1 に定める。

- 一 産業看護総論
- 二 総括管理
- 三 健康管理(健康保持増進)
- 四 作業管理
- 五 作業環境管理
- 六 労働衛生教育
- 七 職場巡視
- 八 その他、委員会が定める項目

(研修の方法)

#### 第30条

規程第 23 条で定める専門家の継続研修の方法は、以下のとおりとする。

2

登録者、専門家及び上級専門家は規程第 15 条第 1 項に定める手帳に研修内容等を記録しなければならない。

3

登録者(保健師)は、基礎研修の実施にあたって、上級専門家(保健師)と契約を行い、登録者基礎研修指導契約報告書(様式第 23 号)に基づき、契約内容を委員長に報告しなければならない。ただし、複数の上級専門家(保健師)と契約する場合には、上級専門家(保健師)のうち 1 名を、主上級専門家(保健師)に指定しなければならない。

4

登録者(看護師)は、基礎研修の実施にあたって、上級専門家(保健師若しくは看護師)と契約を行い、登録者基礎研修指導契約報告書(様式第 23 号)に基づき、契約内容を委員長に報告しなければならない。ただし、複数の上級専門家(保健師若しくは看護師)と契約する場合には、上級専門家(保健師若しくは看護師)のうち 1 名を、主上級専門家(保健師若しくは看護師)に指定しなければならない。

## 第2節 研修認定審査

(研修認定審査の手続き)

#### 第31条

研修認定審査を受審しようとする研修実施機関等は、産業保健看護専門家制度研修認定審査受審申請書(様式第 24 号-1 及び 24 号-2)に、次の各号に定める書類を添付して、所定の期日までに、委員長に提出しなければならない。

- 一 開催概要
- 二 講師履歴を証明する書類

2

申請された書類に不備がある場合には、申請を受理しない。

3

委員長は、研修認定の可否について通知し、併せて委員会ホームページ上に研修内容を掲載することとする。

## 第3節 研修の登録

(研修一覧の登録)

### 第32条

規程第 25 条に定める研修の登録のための研修一覧は様式第 25 号による。

(登録削除の申請)

### 第33条

規程第 27 条第 1 項第一号に定める研修一覧の登録削除を申請しようとする研修実施機関等は、産業保健看護専門家制度研修一覧登録削除申請書(様式第 26 号)に記入し、委員長に申請しなければならない。

(再登録)

### 第34条

規程第 28 条に定める研修の再登録を申請しようとする研修実施機関等は、産業保健看護専門家制度研修再登録申請書(様式第 27 号)を用いて、委員長に申請しなければならない。

## 第6章 産業保健看護専門家制度の運営の評価

(産業保健看護専門家制度の運営の評価)

### 第35条

委員長は、規程第 29 条で定める評価を行うために、3 名以上の専門家制度評価委員を指名する。ただし、専門家制度委員、実務部会員を指名することはできない。

2

評価委員は、正会員以外から指名することができる。

3

評価委員は、委員長からの諮問事項について評価を行い、委員長に報告しなければならない。

## 第7章 雑 則

(施行細則の改廃)

### 第36条

この施行細則は、委員会の発議により理事会の承認を経なければ改廃することはできない。

(施行期日)

### 第37条

この施行細則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この施行細則は、一部を変更し、2019 年 9 月 13 日から施行する。

この施行細則は、一部を変更し、2019 年 12 月 21 日から施行する。

## 樣式

- 第 1 号 実務經驗報告書
- 第 2 号-1 研修單位報告書
- 第 2 号-2 研修內容報告書
- 第 3 号 登録者基礎研修指導內容報告書
- 第 4 号 業績報告書
- 第 5 号 学会活動報告書
- 第 6 号 社会貢獻報告書
- 第 7 号 實踐活動報告書
- 第 8 号 産業保健看護專門家認定試驗受験資格審查申請書
- 第 9 号 履歷書
- 第 10 号-1 産業保健看護專門家(保健師)認定試驗受験資格證明証
- 第 10 号-2 産業保健看護專門家(看護師)認定試驗受験資格證明証
- 第 10 号-3 産業保健看護專門家制度登録者(保健師)認定試驗受験資格證明証
- 第 10 号-4 産業保健看護專門家制度登録者(看護師)認定試驗受験資格證明証
- 第 11 号 不合格通知書
- 第 12 号-1 産業保健看護專門家制度登録者認定試驗受験資格審查・受験申請書
- 第 12 号-2 産業保健看護專門家認定試驗受験申請書
- 第 12 号-3 産業保健看護上級專門家認定審查受審申請書
- 第 13 号-1 産業保健看護專門家制度登録者(保健師)認定試験合格証
- 第 13 号-2 産業保健看護專門家制度登録者(看護師)認定試験合格証
- 第 13 号-3 産業保健看護專門家(保健師)認定試験合格証
- 第 13 号-4 産業保健看護專門家(看護師)認定試験合格証
- 第 13 号-5 産業保健看護上級專門家(保健師)認定審查合格証
- 第 13 号-6 産業保健看護上級專門家(看護師)認定審查合格証
- 第 14 号-1 有効期間延長・更新猶予申請書
- 第 14 号-2 有効期間延長・更新猶予追加申請書
- 第 15 号-1 有効期間延長・更新猶予許可証
- 第 15 号-2 有効期間延長・更新猶予申請結果通知書
- 第 16 号 産業保健看護專門家制度名簿
- 第 17 号 産業保健看護專門家制度名簿登録申請書
- 第 18 号-1 産業保健看護專門家制度登録者(保健師)登録証
- 第 18 号-2 産業保健看護專門家制度登録者(看護師)登録証
- 第 18 号-3 産業保健看護專門家(保健師)登録証
- 第 18 号-4 産業保健看護專門家(看護師)登録証
- 第 18 号-5 産業保健看護上級專門家(保健師)登録証
- 第 18 号-6 産業保健看護上級專門家(看護師)登録証
- 第 19 号 産業保健看護專門家制度名簿登録事項変更届
- 第 20 号-1 産業保健看護專門家制度名簿登録者登録更新申請書

- 第 20 号-2 産業保健看護専門家制度名簿専門家登録更新申請書
- 第 20 号-3 産業保健看護専門家制度名簿上級専門家登録更新申請書
- 第 21 号 産業保健看護専門家制度名簿登録削除申請書
- 第 22 号 産業保健看護専門家制度名簿再登録申請書
- 第 23 号 登録者基礎研修指導契約報告書
- 第 24 号-1、第 24 号-2 産業保健看護専門家制度研修認定審査受審申請書
- 第 25 号 産業保健看護専門家制度研修一覧
- 第 26 号 産業保健看護専門家制度研修一覧登録削除申請書
- 第 27 号 産業保健看護専門家制度研修再登録申請書